

京都市多文化施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における外国籍市民等の市政への参加を推進し、国籍や文化の違いを超えてお互いを理解し、尊重し合う多文化共生社会を構築するため、多文化共生施策に関する諸問題について調査、審議し、本市が取り組むべき課題等について意見を述べる機関として、京都市多文化施策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次の事項について調査、審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生施策に関すること。
- (2) その他市長が必要とする事項

(組織)

第3条 懇話会は、委員12名以内をもって組織する。

- 2 委員のうち、7名以内の委員は公募により選出した者を、その他の委員は学識経験者その他市長が適当と認めた者を、それぞれ市長が委嘱する。
- 3 公募により選出する委員は、本市の区域内に居住地を有する、又は本市に通勤、通学している者から選出することとし、委員の資格及び選出方法は、総合企画局長が定める。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。ただし、公募により選出した委員は、1期に限り再任されることができる。
- 6 委員は、特定の国、民族、地域等を代表するものではない。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開とする。ただし、懇話会の決定により非公開とすることができる。
- 5 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、総合企画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年7月17日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行以後、最初に委嘱される委員は、第3条第4項の規定にかかわらず、任期は、平成12年3月31日までとする。

(経過措置)

- 3 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇話会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月19日から施行する。